【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採事業）
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	軽油引取税：外（地方税19）
		②	上記以外の税目	
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 石炭の掘採事業を営む者（令和8年度現在：7社）の事業場内において、専らその掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油について、1KLにつき15，000円（15円／L）の課税を免除するもの。 （※令和７年度までは32，100円（32．1円／L）の課税免除）
				《要望の内容》 上記用途に供される軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長し、令和12年3月31日までとする。
				《関係条項》 地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第9項
5	担当部局			経済産業省　資源エネルギー庁　資源・燃料部　資源開発課　石炭政策室
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：　令和元年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯			○　昭和36年度（創設） 課税免除対象用途は「石炭の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源」。 ○　平成21年度税制改正により軽油引取税は目的税（道路特定財源）から普通税に改められたことにより、使途制限が廃止。課税免除措置については3年（令和6年度～令和8年度末）存続。
8	適用又は延長期間			令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内炭を生産する炭鉱構内で使用する軽油に係る軽油引取税を免除することにより、採掘原価を低減し、国内炭の安定供給確保及びエネルギーの安定供給確保を図る。
				《政策目的の根拠》 『エネルギー基本計画』（令和７年２月18日閣議決定） ５．化石資源の確保／供給体制 （5）石炭 石炭は、現時点の技術を前提とすれば、化石燃料の中で最も温室効果ガス排出量が大きいが、現時点では、調達に係る地政学リスクが相対的に低く、熱量当たりの単価も比較的低い。また、保管も容易であることから、現時点では安定供給性や経済性に優れた重要なエネルギー源である。また、国内炭は、地政学リスクや為替の影響に左右され

				ず、安定的な確保が可能である。非効率な石炭火力を中心に発電量（kWh）を減らしていく中でも、石炭の安定供給は引き続き重要であり、石炭の自主開発比率は2040年に60%を維持する。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	『エネルギー基本計画』（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定） ５．化石資源の確保／供給体制 （5）石炭 石炭の自主開発比率は、一般炭の調達環境の変化に伴い低下しつつあるが、比較的長期の複数年のターム契約は安定的な調達に資すると考えられ、一般炭については、自主開発比率に加え、複数年ターム契約の比率も安定供給のための補完指標として計測し、必要な施策を検討する。
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	石炭の採掘に係る燃料コストの削減（単位生産量(t)あたり342円の削減） （令和5年度の）免税額/生産量 =生産量トン当たりの削減効果
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	石炭の採掘に係る燃料コストを削減することで、事業者の経営の安定化に寄与し、国土強靭化等の観点から石炭の安定的な供給体制が構築・維持され、国内炭の安定供給及びエネルギーの安定供給の確保が可能となる。
10	有効性等	①	適用数	令和元年度～令和9年度の適用者数は対象7社中すべてが対象（北海道のみ） 免税軽油使用量（KL） 令和元年度　7，728 令和2年度　7，125 令和3年度　7，277 令和4年度　6，721 令和5年度　6，418 令和6年度　6，087 令和7年度　5，114 令和8年度　5，154 令和9年度　4，404
				【算定根拠】 北海道経済産業局調べ及び当該調べから推計。
		②	適用額	免税軽油使用総額（千円） 令和元年度　547，206 令和2年度　394，942 令和3年度　572，930 令和4年度　578，696 令和5年度　576，602 令和6年度　551，302 令和7年度　452，405 令和8年度　489，630 令和9年度　418，380

				【算定根拠】 北海道経済産業局調べ及び当該調べから推計。
		③	減収額	＜算出方法＞ 北海道経済産業局調べによる免税軽油使用数量に免税額（32．1円／L）を乗じ算出（7社合計）。 令和 8 年度以降は15円／Lを乗じて算出。 （単位：千円） 令和元年度　248，064 令和2年度　228，723 令和3年度　233，600 令和4年度　215，740 令和5年度　206，024 令和6年度　195，384 令和7年度　164，154 令和8年度　77，310 令和9年度　66，060
				【算定根拠】 北海道経済産業局調べ及び当該調べから推計。
		④	効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 【単位生産量あたりのコスト削減額】 （分析対象期間：令和5年度～令和6年度） 生産量は、各年度における国内石炭採掘業者による石炭生産量（採掘量）から算出。 令和5年度：342円/トン 免税額（206，024千円）/生産量（602千ｔ）＝342円/t 令和6年度：397円/トン 免税額（195，384千円）/生産量（492千ｔ）＝397円/t 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 北海道経済産業局調べ及び当該調べから推計。
				《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 租税特別措置があることで、単位生産量あたり397円/トン（令和6年度）の削減効果があり、事業者の経営の安定化に寄与し、石炭の安定的な供給体制の構築・維持に寄与していることが確認できた。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 北海道経済産業局調べ及び当該調べから推計。
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 国内の石炭採掘事業者は北海道内の7社のみであるため適用数が僅少となっている。しかし、対象となる全事業者が本措置を活用しており、制度の適用漏れや活用不足によるものではない。加えて、本措置は採掘原価の低減に直接結び付くものであり、国内炭の安定供給の確保と

				いう政策目的に対して即効性かつ実効性の高い支援手段となっている。このため、適用数が少ない場合であっても、本租税特別措置は政策目的の実現に有効である。
		⑤	税収減を是認する理由等	本税制は、石炭掘採事業者が炭鉱構内で使用する重機の動力源としての軽油にかかる措置であり、当該措置によりその採掘原価を直接低減する実効的効果がある。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	国内炭は、市場原理の中、生産活動に対する国の支援なしに、生産しているところ。今後とも競争力のある価格での生産体制を維持するために本制度が必要。 石炭生産においては、削岩、掘採、運搬等に多量の燃料を消費するため、その燃料コストを低減させ、採掘原価の低減に直接寄与する軽油引取税の課税免除措置は、国内炭の安定的な生産を図る上で適切な措置と考えられる。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	当該業種は、中小企業割合が高く、現在石炭を掘採している北海道において、電力の安定供給及び雇用の確保に寄与しており、公益的効果が期待される。 環境面では、事業者の経営が安定することにより、掘採後の原状復旧が促進され、環境被害の防止に資する。
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和５年